

# 三重県ゴルフ連盟 ジュニア会員 規則

## (総 則)

第1条 この規則は、三重県ゴルフ連盟ジュニア会員(以下、ジュニア会員とする)について定める。

## (事務局)

第2条 ジュニア会員の事務担当は、三重県ゴルフ連盟事務局(以下、事務局とする)が行う。

## (会員資格)

第3条 ジュニア会員は、小学校入学年度の4月1日から18歳を迎える年度を終えるまで三重県在住の男女とする。但し、高等学校に在籍するジュニアについては、次のいずれかに該当しなければならない。

1) 三重県内を現住所とし、在住していること。

2) 学校が三重県高等学校ゴルフ連盟(以下、高ゴ連とする)に加盟していること。

※ 高等学校には、国立高等専門学校や各種専門学校ならびに通信制高等学校も含む。

なお、通信制については三重県内に在住していること。

※ 会員資格は、事務局に送付された入会申込書が受理された時点から18歳を迎える年度を終えるまでとする。ただし、毎年登録継続の意思確認を行う必要があり、継続の意思表示が無い場合はその資格を失う。

## (目 的)

第4条 ゴルフを通じてルールやマナー、エチケットを学び、健全な人間形成と健康な身体づくりを目標とするゴルファーの育成・指導を行うことを目的とする。

## (運営および管理)

第5条 運営および管理は、三重県ゴルフ連盟体協委員会(以下、体協委員会とする)が担当する。

## (入会申し込み手続き)

第6条 入会の申し込みは、その親権者またはその法定代理人が行う。

1) 所定の会員申込書に必要事項を記入の上、登録費を添えて事務局に申し込むこと。

2) 入会申込時記載した内容に変更があったときは、その内容を遅滞なく事務局へ報告しなければならない。

## (登録費・登録手続き)

第7条 登録費は1,000円とする。入会時のみ徴収し、いかなる場合においても返金は行わない。

なお、年会費の徴収はしない。

〈登録振込先〉 百五銀行 本店営業部 普通預金 1080348

三重県ゴルフ連盟 基金運営委員会 会長 谷川 憲三

(年 度)

第8条 ジュニア会員の年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。

(選抜選手)

第9条 他のジュニア会員の模範となる優秀な選手を体協委員会が選出し、選抜選手として育成・指導を行う。

優秀な選手とは、次の条件を満たす選手である。

- 1) 選抜選手として相応しい生活態度であり他のジュニア会員の模範となりえること。
- 2) 三重県ゴルフ連盟および高ゴ連の主催する競技において優秀な成績を収めること。  
※ 体協委員会の後援競技およびその他ジュニア大会は、参考競技として扱う。
- 3) 選抜選手は、原則中学校1年生以上であること。

(引率義務)

第10条 各種事業に参加する場合、必ず保護者(親権者または親権者が委託した20歳以上のもの)が引率すること。

(懲 罰)

第11条 ジュニア会員が次の各号のいずれかに該当するときは、体協委員会で諮りその処罰を決定する。

- 1) 本規則に違反したとき。
- 2) 三重県ゴルフ連盟の名誉を傷つけることや目的に違反する恐れのある時、また違反する行為があったとき。
- 3) ジュニア会員として公序良俗に反したとき。

(規則の改正)

第12条 本規則は、体協委員会の決裁によるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるものの他、運営および管理に必要な事項は体協委員会が決定する。

平成25年4月1日 施行

令和6年1月24日 改正